

広島県・神石高原町『源流の里しんさか』地域は、70世帯 130人が暮らす小さな農村地域です。標高は300~500mで、寒暖の差を生かした農業が主要な産業です。この地域は、早くから農業の集落法人化に取り組み、地域全体で地域を守ってきました。

また、「かろうてごめん」という唐辛子の佃煮を作り、地域内の高齢者に対する食の支援(配食サービス)を 行うなど、元気な高齢者が「コミュニティビジネス」にチャレンジしています。最近では近隣市の島しょ部に ある地域と「山と海の交流」を行うなど、交流活動も行うようになりました。

しかし、さらなる人口減少を背景に、現在の活動の継続が困難になることが予想されています。このため、 地域の住民と一緒になって農作業に参加してくれる方を募集することになりました。地域内には新しく出来た 加工場があり、その施設を使って新しい商品開発・既存の商品のブラッシュアップを図ることも可能です。

農業経営は、農地、機械、施設などの多くの資源が必要となり、新たに農業をスタートするためには高いハードルがありますが、しんさか地域には既に農業資源もあり、新規就農やコミュニティビジネスにチャレンジしたい方にとって魅力的といえます。美味しい水、空気、そして温かい人々に囲まれて、源流の里しんさかの将来を担う一員になりませんか。応募を心よりお待ちしています。

源流の里しんさかの暮らしカレンダー

月	農業のしごと(水稲編)	地域の行事	
3月	田んぼの溝上げ、荒おこし、畦ぬり	特産品イベントマルシェ出店	
4月	荒かき	地域の総会	
5月	代かき,田植え,除草	スポーツ行事やふるさとの集い	
6月	溝切り	都市と農村の交流会	
7月	病気,虫の予防	地域の拠点施設の清掃	
8月	除草,落水	夏まつり	
9月	稲刈り, 乾燥・脱穀(ライスセンター稼働)	ふれあい弁当づくり	
10 月	ライスセンター掃除、荒おこし	収穫祭、スポーツ行事、敬老会	
11 月		地域の環境整備	
12 月		カラオケ交流会,忘年会	
1月		新年会	
2月		男の料理教室	
通年		福祉弁当,特産品の加工販売	

農事組合法人ニューファームしんさかの概要

設立の背景

将来の高齢化・後継者不足を予測し、平成9年に前身である任意組合を経て平成16年に法人化。

経営計画

栽培面積/水稲 260 アール、飼料稲:94 アール

収穫量/440 袋 売上高/660 万円(内, 玄米 264 万円, 農作業受託収入 226 万円, 営業外収益 170 万円)

将来への思い

農村・農業を取り巻く環境・展望は極めて厳しいのも現実。でも、先人から受け継いだ農地や素晴らしい 生活空間を守らなければならない。この実現のためには、今ここに住む私たちの団結で切り開かなければな らないが、ここに住む人たちだけでなく、農業法人の役員も高齢化が進んでいる。でも、私たちが挫折すれ ば、源流の里しんさか"私たちの故郷は壊滅する"。この地域に新たな風を呼び込みたい。そして、一緒に温 かい今の暮らしを守るため輝きたい。

神石高原町地域おこし協力隊募集要項(しんさか地域担当)

1. 募集人員

しんさか地域担当	1名

※神石高原町ではこれまで延べ10名の協力隊が活躍し、家族を含め15名が定着しました。現在は4名が活躍中です。(平成30年12月1日現在)現役隊員の活動内容など詳しくは、神石高原町フェイスブックをご覧ください。https://www.facebook.com/NemousuStonekyoryokutai

2. 募集条件など

- (1) 年齢/概ね22歳以上55歳未満
- (2) 性別/問いません
- (3) 過疎地域の地域おこし活動に意欲と情熱があり、地域住民、関係者及び他の隊員と積極的にコミュニケーションを取ることができる方
- (4) 心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲のある方
- (5) 農業法人での農作業 (オペレーターなど全般), 農業事務などに関心があり積極的に取り組める方
- (6) 既存の加工場を活用し、しんさかの特産"ゆず"や"唐辛子"を使った商品開発に関心がある方、また、コミュニティビジネスに意欲のある方
- (7)都市と農村との交流(農村に関心のある人との交流事業)に興味・関心があり積極的に取組める方
- (8)活動期間終了後に活動地域へ定住する意思のある方
- (9) ワード,エクセル,インターネットなどの一般的なパソコン操作ができる方
- (10) 普通自動車運転免許を取得,または取得見込みの方
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (12) 大都市圏または地方都市など(過疎,山村,離島,半島などの地域に該当しない市町村)にお住まいの方で、かつ、委嘱後に神石高原町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」関連サイトで確認して下さい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html)

3. 活動内容など

活動地域	神石高原町「源流の里しんさか」地域
活動内容	【地域振興活動】 隊員は、住民自治組織(以下、「自治振興会」)・行政・集落支援員などと連携し ながら、自治振興会と一緒に持続的な地域農業の一員として活動します。 また、特産品の開発・販路拡大、地域行事の維持など、「地域の夢」を「カタチ」 にする実践活動を行います。

・神石高原町のファンを増やすため、ホームページ・SNS を利用した情報発信 ・地域の考える都市・農村交流イベントなどの企画運営支援 ・その他、神石高原町の定住対策に資する活動 【定住・定着に向けた活動】 阪員の個性や特技を活かして隊員自身からの提案に基づく活動で、任期終了後引き続き神石高原町に定住していくために必要な起業や飲業などに向けた準備活動です。活動内容は、地域の活性化につながることなどであれば、隊員が描く将来の夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 身分など 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【有任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早棚・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご丁承ください。)※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末午始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 活動(予定) 奏幅ロ〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、期間など 受人地域などの事情を勘索し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 (1町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する機力、生活情に、光熱水費は個人負担となります。 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上が料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。		【移住・交流の促進に関する活動】			
・その他、神石高原町の定住対策に資する活動 【定住・定着に向けた活動】		・神石高原町のファンを増やすため、ホームページ・SNSを利用した情報発信			
【定住・定着に向けた活動】		・地域の考える都市・農村交流イベントなどの企画運営支援			
下級員の個性や特技を活かして隊員自身からの提案に基づく活動で、任期終了後引き続き神石高原町に定住していくために必要な起業や就業などに向けた準備活動です。活動内容は、地域の活性化につながることなどであれば、隊員が描く将来の夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 「銀酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 「着任経費など」 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 (即で一幹旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 活動に関する 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 報酬及び費用弁値の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員でその他					
下級員の個性や特技を活かして隊員自身からの提案に基づく活動で、任期終了後引き続き神石高原町に定住していくために必要な起業や就業などに向けた準備活動です。活動内容は、地域の活性化につながることなどであれば、隊員が描く将来の夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 「銀酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 「着任経費など」 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 (即で一幹旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 活動に関する 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 報酬及び費用弁値の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員でその他					
き続き神石高原町に定住していくために必要な起業や就業などに向けた準備活動です。活動内容は、地域の活性化につながることなどであれば、隊員が描く将来の夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 身分など 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、期間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 (回町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活偏品、光熱水費は個人負担となります。 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。		【定住・定着に向けた活動】			
です。活動内容は、地域の活性化につながることなどであれば、隊員が描く将来の夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 身分など 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受人地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 に動いに係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。		隊員の個性や特技を活かして隊員自身からの提案に基づく活動で、任期終了後引			
夢の実現に向けた活動など、様々なケースが考えられます。 ※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受い職などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 住居 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に係る専同は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		き続き神石高原町に定住していくために必要な起業や就業などに向けた準備活動			
※定任・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証するものではありません。 身分など 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代体対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日、※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受い届とはでいます。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する経費 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で					
するものではありません。 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日〜平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する経費 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁質の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		夢の実現に向けた活動など,様々なケースが考えられます。			
身分など 非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。 【報酬】月額180,000円 雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度 300,000円、2年目 100,000円、3年目 100,000円別途支給 活動日・ お動時間など 1日7時間 45分、週 38時間 45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 仕曜日、相日及び年末年始(12月 29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 期間など 委嘱日~平成 32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成 33年3月31日)まで任期を延長します。 住居 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する経費 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額 20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 その他 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		※定住・定着に向けた活動は、隊員自身が主体となり、その計画の実現を町が保証			
福開保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円、2年目100,000円、3年目100,000円別途支給 1日7時間45分、週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する経費 に受けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 を発し、予算の範囲内で町が負担します。 を発し、予算の範囲内で町が負担します。 お酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員でその他		するものではありません。			
展用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂きます。 【着任経費など】 初年度300,000円,2年目100,000円,3年目100,000円別途支給 1日7時間45分,週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。)※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 (1)町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	身分など	非常勤特別職 ※町との雇用契約は存在しないものとします。			
報酬など		【報酬】月額180,000円			
【着任経費など】 初年度300,000円,2年目100,000円,3年目100,000円別途支給 1日7時間45分,週38時間45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。)※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 住居 ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 お動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 ・ 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 ・ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自でご負担頂			
初年度 300,000 円,2年目 100,000 円,3年目 100,000 円別途支給 1日7時間 45分,週 38時間 45分を基本とします。(ただし、地域行事やイベントなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。)※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成 32年3月31日※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する経費 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	報酬など	きます。			
活動日・ 活動時間など トなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 住居 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 「活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		【着任経費など】			
活動日・ 活動時間など トなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。)※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		初年度 300,000 円,2 年目 100,000 円,3 年目 100,000 円別途支給			
「たなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しますので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	江利口	1日7時間45分,週38時間45分を基本とします。(ただし,地域行事やイベン			
すので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とします。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		トなどがある場合は早朝・夜間も活動となることが想定されるため、時間は変動しま			
休日 ます。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定されます。その場合は代休対応となります。 活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、	佰期时间など	すので予めご了承ください。) ※毎月活動報告書の提出義務があります。			
活動(予定) 委嘱日~平成 32 年 3 月 31 日 ※ただし,活動への取り組みの姿勢や事業成果, 関間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成 33 年 3 月 31 日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用,生活備品,光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 活動に係る車両は,町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし,自家用車使用の場合は月額 20,000 円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品,消耗品などの経費は,予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		土曜日,日曜日,祝日及び年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)とし			
活動(予定) 委嘱日~平成32年3月31日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、 期間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使 用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、 消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 研修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	休日	ます。ただし、これらの休日に地域行事やイベントなどがあることが多くなると想定			
期間など 受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。 ①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。) ②転居に係る費用,生活備品,光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 活動に係る車両は,町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし,自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品,消耗品などの経費は,予算の範囲内で町が負担します。 砂修など 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で		されます。その場合は代休対応となります。			
住居	活動 (予定)	委嘱日~平成 32 年 3 月 31 日 ※ただし、活動への取り組みの姿勢や事業成果、			
住居 ②転居に係る費用,生活備品,光熱水費は個人負担となります。 活動に関する 経費 活動に関する 経費 に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品,消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	期間など	受入地域などの事情を勘案し最長(平成33年3月31日)まで任期を延長します。			
活動に係る質用、生活偏品、光熱水質は個人負担となります。 活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使用の場合は月額20,000円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品、消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	<i>D</i> = 0	①町で斡旋します。(町営住宅を予定しています。)			
活動に関する 経費 用の場合は月額 20,000 円を借上げ料 (燃料代含む) として支給します。作業用備品, 消耗品などの経費は,予算の範囲内で町が負担します。 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	住居	②転居に係る費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。			
経費 用の場合は月額 20,000 円を借上げ料 (燃料代含む) として支給します。作業用備品, 消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。 起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で	MAKE BE S. I.	活動に係る車両は、町の公用車又は自家用車(任意保険加入済)とし、自家用車使			
経費 消耗品などの経費は、予算の範囲内で町が負担します。		 用の場合は月額 20,000 円を借上げ料(燃料代含む)として支給します。作業用備品,			
報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で					
報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で					
その他	研修など	起業・定住に向けて必要と判断した研修・資格取得などに対する支援を行います。 			
ま常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の定めに準じて適用します。	その他	報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については「神石高原町特別職の職員で			
		非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の定めに準じて適用します。			

4. 応募手続など

(1) 募集及び応募期間

随時(提出書類を持参の場合は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出書類

- ①神石高原町地域おこし協力隊応募用紙
- ②住民票(抄本の原本(本籍・続き柄欄 省略))
- ③活動目標レポート(1,000文字以内, A4用紙で書式は自由)

	①地域で生かせる私の能力	テーマのどちらか
レポートの「テーマ」	②これまで築いてきた地域との関係と今後築いてい	を選択してくださ
	きたい地域との関係について	V,

※提出された書類は、返却できません。

(3) 提出場所

神石高原町役場まちづくり推進課まで書類を直接持参いただくか、次まで送付して下さい。 〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地 神石高原町役場まちづくり推進課 宛

5. 選考方法

第1次選考は書類選考により行います。続いて、第2次選考として1泊2日で地域おこし協力隊の受入れを希望している地域とのマッチングを行います。その後、第3次選考は面接試験を行います。

(1) 第1次選考

書類選考の上、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

地域おこし協力隊を希望している地域との面接を1泊2日で行います。(交通費, 宿泊費は町の旅費規定により支給します。飲食の費用については個人負担です。)

(3) 第3次選考

第2次選考合格者を対象に、神石高原町において面接試験を実施します。日時、場所などについては第2次選考通知でお知らせします。(交通費は町の旅費規定により支給します。飲食の費用については個人負担です。)

(4)協力隊員の決定

第3次選考により神石高原町地域おこし協力隊の候補を決定します。委嘱年月日などについては応募者と受け入れ地域と町が協議の上決定します。

6. 問合せ先

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地 神石高原町まちづくり推進課 TEL (0847)89-3332 FAX (0847)85-3394 E-mail:jk-suisin@town.jinsekikogen.lg.jp